

小樽市の行政評価

行政評価とは

総務省が全地方公共団体を対象に行った『行政評価の取組状況等に関する調査（平成25年10月1日現在）』において、「行政評価」とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」と位置付けられており、その導入状況は、都道府県及び特例市以上の市ではほぼ全団体、また、その他の市区でも8割以上の団体で導入されています。

同調査では、『行政評価を導入したねらい』として、市区町村の9割以上が『行政運営の効率化』を挙げており、次いで、『職員の意識改革』と『行政活動の成果向上』が8割以上、『PDCAサイクルの確立』が7割以上などとなっています。

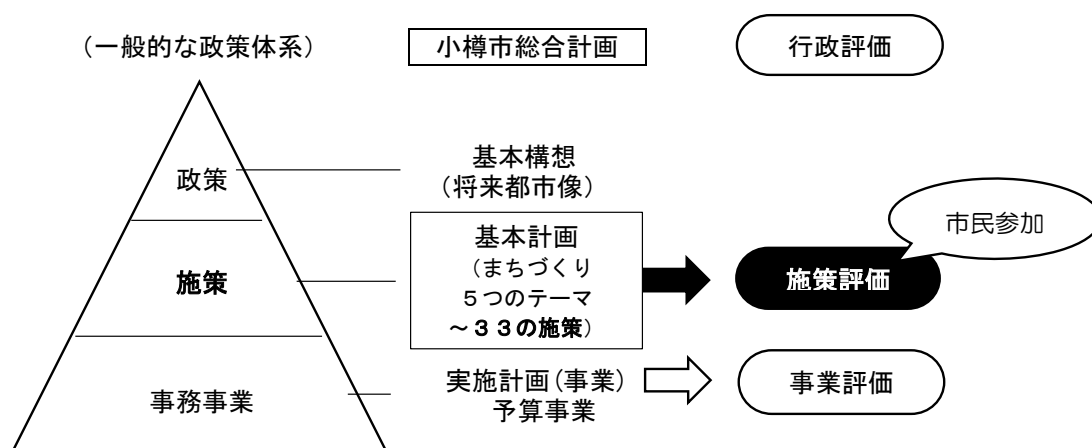
また、行政評価の対象としては、市区町村のうち、9割以上の団体が『事務事業』とし、4割以上が『施策』、1割以上が『政策』としています。

これまでの実施経過とこれからの行政評価

本市では、平成24年度から、行政評価をツールとして活用し、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図るとともに、事業の必要な点検や見直し、効果把握を通じた今後の方向性の整理など、継続して業務の改善・改革を図ることにより、持続可能な自治体運営につなげることを目的に、予算事業を主な対象とした「事業評価」を、各事業の所管部局による“自己評価”のみで実施してきました。

一方、平成26年4月から施行している小樽市自治基本条例においては、市民協働でのまちづくりを推進するため、まちづくりの基本的な考え方や、市政運営の基本的なルールが定められ、特に、行政評価については、「行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努め」ることとしています。

このため、これからの行政評価では、市が実施する「施策」のレベルを評価対象とすることにより、市民生活の向上に向けて実施されている行政活動が実際にどれくらいの成果をもたらしているのかを点検するとともに、評価の過程に市民参加の場面を設け、市の評価内容に対する市民の視点からの意見や提案を求め、評価に反映させることとするものであります。



施策評価の実施と市民参加の導入が目指すこと

(1) 目標管理型・成果志向の市政運営の推進

施策ごとに設定されている成果指標の推移やその目標値に対する達成度、施策目標の達成状況の確認等を通じ、施策の目指すべき姿の実現に向けた現状での課題やその解決に向けた今後の方向性を模索することにより、より成果を重視した市政運営の推進を図ります。

(2) 施策の効率的な推進

施策目標の達成状況の確認に際し、施策を構成する様々な実施事業についても、施策の目指すべき姿を改めて振り返り、その必要性・有効性・優先性等について点検し、事業間での重点化や実施内容の見直し等を進め、効率的な施策目標の達成を図ります。

(施策や実施事業のPDCAサイクル)



行政評価を通じ、施策や事業のPDCAサイクルを回すことにより、市政運営の継続的な改善・成果向上（スパイラルアップ）を図ります。

(3) 市民への説明責任の確保

自治基本条例に基づく『市民協働でのまちづくり』を推進するため、市が実施する施策の評価の過程に市民参加の場面を設けることにより、市政運営のみならず、行政評価システム自体に対する市民への透明性と説明責任の確保を図ります。

(4) 職員意識のさらなる醸成

市民と直接に対話し、施策の目指すべき姿を改めて振り返ることにより、実施事業等の目的や成果、コストのみならず、業務改善に対する職員意識の醸成・向上を図ります。

施策評価の流れ

施策評価は、次の手順で実施します。

【別紙1「行政評価（施策評価）－市民参加の導入の流れ」参照】

(1) 一次評価（施策の所管部局による「施策評価調書」の作成）

第6次総合計画基本計画に位置付けられている33施策^{※1}を対象とし、成果指標の推移やその目標値に対する達成度、施策目標の達成状況の確認、施策や施策を構成する実施事業の課題や今後の方向性等について、施策評価調書^{※2}の作成を通じ、自己評価します。

※1 「33施策」の内訳は別紙2「第6次総合計画基本計画「まちづくり 5つのテーマ」に位置付けられている33の施策」参照。

※2 施策評価調書の様式は別紙3「施策評価調書（H28年度）」を参照。

(2) 「行政評価市民会議」の設置と意見等の聴取（市民参加の場面）

【別紙4「行政評価市民会議の進め方」参照】

市民公募委員等10名以内で構成する、公開の会議を設置し、会議で選定した施策[※]の評価調書に基づき、各施策を所管する所管部局の職員との質疑応答などを行い、成果指標や目標値、構成する実施事業、市が考える課題や今後の方向性などに対して、各委員の意見や提案を取りまとめ、報告いただきます。（会議の所要時間は、1回につき1時間半程度を予定しています。）

※ 平成28年度は初年度の試行として、1つから3つまでの施策を行政評価市民会議で選定します。

(3) 二次評価（最終的な評価内容の決定）

一次評価と行政評価市民会議での意見・提案を踏まえ、市が33施策についての最終的な評価内容を決定します。

(4) 評価結果の公表等

最終的な評価調書のほか、行政評価市民会議における質疑応答や意見・提案の内容などは、市のホームページなどで公表します。

また、評価結果については、総合計画の点検や新たな計画の策定に際し、反映に努めるとともに、施策を構成する実施事業の見直しが必要とされた場合には、次年度以降の予算や事業実施への反映に努めます。

事業評価について

事業評価については、前年度に新規で開始した事業で、当年度も継続する事業のみを、これまでと同様、自己評価により実施します。

これまでの行政評価について

平成24年度から27年度までの各年度に実施した行政評価（事業評価）の結果については、市のホームページで公表しています。

行政評価（施策評価）－ 市民参加の導入の流れ

※ 平成28年度は試行実施

【4～6月】

施策の所管部局による
「評価調書」の作成
(一次評価)

- ・ 総合計画に位置付けられている
33施策の点検

【5～6月】

市民公募委員の
募集・選任

「行政評価市民会議」の設置

10名以内で構成。
座長役1名以外は市民公募。

※ 公募委員のうち5名は「小樽
まちづくりエントリー制度」に
よる名簿登録者から、その他は
広報誌等で一般公募。

【6～10月】

行政評価市民会議

市民参加による一次評価への
意見等の聴取、報告
(全5回開催予定)

- ・ 一次評価を行った施策の一部を実施。
- ・ 「行政評価市民会議」で1～3施策を選定。
- ・ 所管部局による説明、質疑応答、意見交換等。
- ・ 市民会議の意見・提案の取りまとめ、市長へ報告。

《点検の視点》

- ・ 成果指標や目標値は妥当か？
- ・ 施策の達成状況は妥当か？
- ・ 構成事業の今後の方向性は妥当か？
- ・ 課題等についての認識は妥当か？
- ・ 施策の今後の方向性は妥当か？ など

《意見・提案のポイント》

- ・ 成果指標の内容や目標値等に係る意見、新たな指標等の提案
 - ・ 構成事業に係る意見、見直しや新規事業の提案
 - ・ 課題や今後の方向性に対する意見 など
- (その他、行政評価制度全般に関する意見等)

【10月】

二次評価の決定

- ・ 一次評価と市民会議での意見等を踏まえ、最終的な評価内容を決定。

【11月～】

評価結果等の公表
施策等への反映

- ・ 評価調書のほか、市民会議での意見・提案も公表。
- ・ 総合計画の点検、策定等への反映に努める。
- ・ 施策の構成事業の見直し等は次年度以降の予算・事業実施への反映に努める。

第6次総合計画基本計画「まちづくり5つのテーマ」に位置付けられている33の施策

※【部局名】は、各施策を構成する実施計画事業の所管部局

<p>1 生涯学習 (心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち)</p> <p>1) 学校教育【教育部】 (1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 信頼にこたえる学校づくり (5) 教育環境の整備・充実 (6) 地域の教育機関と連携した教育の推進</p> <p>2) 社会教育【教育部】 (1) 生涯各期における学習機会の充実 (2) 地域学習活動の推進 (3) 図書館の利活用 (4) 総合博物館の利活用 (5) 文学館、美術館の利活用</p> <p>3) 文化・芸術【生活環境部・教育部】 (1) 文化芸術活動の振興 (2) 発表や鑑賞機会の充実 (3) 文化財などの保護と活用</p> <p>4) スポーツレクリエーション【教育部】 (1) 生涯スポーツの普及と振興 (2) スポーツ団体等の育成と強化 (3) 施設の整備と有効活用</p> <p>5) 青少年【生活環境部・福祉部・教育部】 (1) 地域活動団体への支援とリーダーの養成 (2) 見守り育てる環境づくり (3) 放課後や週末の子ども居場所づくり (4) 「子どもの権利条約」の普及と啓発</p>
--

(5 施策)

<p>2 市民福祉 (ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち)</p> <p>1) 地域福祉【医療保険部・福祉部・建設部】 (1) 地域福祉活動の推進 (2) 福祉意識の啓発・高揚 (3) バリアフリーの推進</p> <p>2) 子育て支援【福祉部】 (1) 子育て支援の推進 (2) 保育サービスの充実 (3) ひとり親家庭への支援</p> <p>3) 高齢者福祉【医療保険部・福祉部】 (1) 生きがいつくりの推進 (2) 生活支援の充実</p> <p>4) 障がい者福祉【福祉部】 (1) 自立と社会参加の支援 (2) 生活支援の充実 (3) 療育と発達支援の充実</p> <p>5) 保健衛生【医療保険部・保健所】 (1) 保健予防策の充実 (2) 健康危機管理体制の整備 (3) 食と生活環境の安全確保</p> <p>6) 地域医療【福祉部・保健所・病院局】 (1) 良質で安全な医療の提供 (2) 救急医療体制の充実 (3) 市立病院の改革、再編</p> <p>7) 男女平等参画社会【生活環境部】 (1) 男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革 (2) あらゆる分野への男女平等参画の促進 (3) 働きやすい環境づくり (4) 男女平等参画社会を可能にする環境整備</p>

(7 施策)

<p>3 生活基盤 (安全で快適な住みよいまち)</p> <p>1) 上下水道【水道局】 (1) 水の安定供給と下水道の接続促進 (2) 上下水道施設の改築更新 (3) 事業経営の効率化と市民サービスの向上 (4) 資産や資源の有効活用</p> <p>2) 道路・河川【建設部】 (1) 道路の整備 (2) 河川の整備等</p> <p>3) 住宅【総務部・建設部】 (1) 快適な民間住宅の誘導 (2) 安全で良質な住宅地の形成 (3) 市営住宅の整備・活用 (4) まちなか居住の推進 (5) 住宅や暮らしの情報発信の充実</p> <p>4) 除排雪【建設部】 (1) 効率的な雪対策の充実 (2) 市民との協働による雪対策の推進 (3) 雪たい積場等の拡充</p> <p>5) 市街地整備【総務部・生活環境部・建設部】 (1) 中心市街地の整備 (2) 周辺市街地の整備 (3) 新幹線を活用したまちづくりの取組</p> <p>6) 交通【総務部・建設部】 (1) 都市内交通の充実 (2) 広域交通ネットワークの拡充</p> <p>7) 防災・危機管理 【総務部・生活環境部・建設部・教育部】 (1) 防災対策の推進 (2) 災害応急活動体制の確立 (3) 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>8) 消防【消防本部】 (1) 消防体制の整備 (2) 火災予防対策の充実 (3) 救急救助体制の充実 (4) 消防団の活性化</p> <p>9) 生活安全【生活環境部・建設部】 (1) 交通安全の推進 (2) 防犯活動の推進 (3) 消費生活の安定と向上</p>
--

(9 施策)

<p>4 産業振興 (人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいまち)</p> <p>1) 農林業【産業港湾部】 (1) 農業経営基盤の強化 (2) 都市住民に親しまれる農業の推進 (3) 森林環境保全の推進</p> <p>2) 水産業【産業港湾部】 (1) 資源管理型農業の推進 (2) 漁業基盤等の整備 (3) 水産物の消費と販路拡大</p> <p>3) 商業【産業港湾部】 (1) 小売業の振興 (2) 卸売業の振興 (3) 卸売市場の機能充実</p> <p>4) 工業・企業立地【産業港湾部】 (1) 地場企業の経営基盤の強化 (2) ものづくり産業の活性化と競争力強化 (3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓 (4) 企業誘致活動の強化</p> <p>5) 観光【産業港湾部】 (1) 時間消費型観光への移行 (2) 受入れ体制の整備・充実 (3) 観光客誘致の推進</p> <p>6) 港灣【総務部・産業港湾部】 (1) 物流等の活性化 (2) まちづくりとの連携 (3) 石狩湾新港との連携</p> <p>7) 雇用・労働【産業港湾部】 (1) 雇用の場の確保 (2) 就業の支援 (3) 職業能力などの開発・向上 (4) 労働環境の整備</p> <p>8) 国内・国際交流【総務部・産業港湾部】 (1) 観光客との交流拡大 (2) 国内外との経済交流の推進 (3) 姉妹都市等との都市間交流の推進 (4) 外国人との交流機会の拡大</p>

(8 施策)

<p>5 環境保全 (自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち)</p> <p>1) 環境保全【総務部・生活環境部】 (1) 温暖化対策の推進 (2) 環境意識の高揚 (3) 生活環境の保全 (4) 人と自然との共生</p> <p>2) 循環型社会【生活環境部】 (1) 3Rの推進 (2) ごみ・資源物の適正処理 (3) し尿などの適正処理</p> <p>3) 公園・緑地【建設部】 (1) 緑の保全 (2) 公園・緑地の整備 (3) 緑化の推進</p> <p>4) 都市景観【建設部】 (1) 歴史的建造物の保全 (2) まちなみ景観の創出 (3) 自然景観等の保全 (4) 市民との協働による景観形成</p>

(4 施策)

《全33施策》

施策評価調書 (H28年度)

所管部(関係課)

()

まちづくり5つのテーマ

まちづくり5つのテーマ									
施策名									
この施策の目指すべき姿とその展開方向									
施策の内容	(1)				(4)				
	(2)				(5)				
	(3)				(6)				
成果指標の推移・達成度	指標名(単位)		指標の内容				基本計画での現状値		H30目標値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績								
	達成度(%)								
	指標名(単位)		指標の内容				基本計画での現状値		H30目標値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績								
	達成度(%)								
	指標名(単位)		指標の内容				基本計画での現状値		H30目標値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績								
	達成度(%)								
	指標名(単位)		指標の内容				基本計画での現状値		H30目標値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績								
	達成度(%)								
	指標名(単位)		指標の内容				基本計画での現状値		H30目標値
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績								
	達成度(%)								

所管部(関係課)

()

まちづくり5つのテーマ

施策名

目標の達成状況

(A:達成している B:順調に進んでいる C:遅れが見られる D:かなり遅れが見られる)

施策を構成
する事業

(別紙 構成事業一覧のとおり)

成果指標の達成度等
を踏まえた現状での
成果や課題

【一次評価】

達成度の向上等へ
向けた今後の方向性

(構成事業の見直し
の方向性など)

市民会議による
意見・提案等

【二次評価】

本施策の
今後の方向性
(総合的な評価)

行政評価市民会議の進め方

行政評価市民会議は、市が取り組む施策の内容や、その課題、今後の方向性など、市が考える一次評価の内容に対して、委員の皆様に、市民の視点から点検を行い、意見や提案を提出していただく場として、市の施策評価の過程に位置付けるものです。

いただいた意見や提案については、市が決定する最終的な評価内容や今後の施策や事業への反映に努めます。

1 行政評価市民会議の流れ

(1) 本市の行政評価制度・施策全般の説明、施策の選定

【第1回（6月下旬～7月上旬）】

- ① 事務局（企画政策室）から、本市における行政評価制度や総合計画に掲げる施策についての概要説明
- ② 行政評価市民会議が点検等を行う施策の選定（33 施策の中から3 施策まで）

(2) 選定した施策の詳細説明、質疑応答、意見聴取

【第2～4回（7月中旬～9月下旬）】

※ 概ね1か月に1回開催、1回につき1 施策の点検を想定

- ① 所管部局（関係課）により、施策評価調書に基づく施策の説明〔20 分〕
 - ・ 施策の目的（目指すべき姿等）
 - ・ 取組の方向性（施策の内容）
 - ・ 成果指標の目標値・実績の推移・達成度
 - ・ 施策目標の達成状況
 - ・ 構成事業の概要と方向性の考え方
 - ・ 施策の課題等
 - ・ 施策の今後の方向性（一次評価）
- ② ①の説明内容についての行政評価市民会議委員との質疑応答〔30 分〕
- ③ 行政評価市民会議委員による施策の今後の方向性等に関する意見・提案の発言、取りまとめ〔30 分〕

※ 意見・提案の取りまとめに当たっては、委員の様々な視点からいただいた意見等について、二次評価や今後の施策等の取組に生かすため、“大勢の意見等とそれ以外”のような内容で整理することとし、1つの限定的な方向には統一しないものとします。

※ 施策の「点検の視点」や「意見・提案のポイント」については、下記2を御覧ください。

< 上記①～③の流れを選定施策ごとに実施（1 施策につき80分程度を予定） >

(3) 行政評価市民会議による意見等の整理・報告書作成・手交【第5回（10月上旬）】

- ・ 対象施策ごとの意見等の整理・確認
- ・ 本市の行政評価制度全般に関する意見等の整理
- ・ 報告書の調製、市長への手交

2 施策の選定、点検の視点、意見等のポイントについて

(1) 点検等を行う施策の選定について

今年度については試行の位置づけで、33 施策のうち3つまでを、点検等を行う対象として選定していただきます。

委員の皆様で、それぞれ、興味や関心のある施策をその理由等も合わせて協議いただき、絞りきれない場合は多数決などで、決定いたします。

(2) 点検の視点について

『施策の目指すべき姿や施策の内容（取組の方向性）に沿った進捗がなされているか』、『市が一次評価として考える課題や今後の方向性の内容が、市民の視点から見てズレがないか』などの視点から、施策評価調書や市の所管部局からの説明に基づき、主に以下の項目に着目して点検していただきます。

- ・設定している成果指標の内容・目標値は妥当か？
- ・施策の達成状況は妥当か？
- ・施策の目的を達成するために実施している構成事業の今後の方向性は妥当か？
- ・施策の課題等の抽出・把握は妥当か？
- ・施策の今後の方向性（一次評価）は妥当か？ など

(3) 意見・提案のポイント

上記の点検の結果、市民生活全般の向上などを図るために、全市的に（限られた個人や団体、地域ではなく）施策の取組内容等に見直しが必要であると考えられる場合には、主に以下の項目に着目した意見や提案について、各委員から御発言をいただきます。

- ・成果指標の内容・目標値等に係る意見、新たな成果指標等の提案
- ・構成事業に係る意見、見直しや新規事業の提案
- ・課題や今後の方向性に対する意見 など

また、各委員の意見等については、会議の都度、議長が中心となり、大勢の意見等などの取りまとめの協議を行います。